

平成 2 1 年度事業計画書

(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

財団法人 不老会

財団法人不老会の平成 21 年度の事業計画は下記のとおりとする。

1 【はじめに】

(1) 活動方針

不老会は、人類愛に徹し、不老長寿を探求し、生前、生きがいのある生活ができたことに感謝し、死後、無報酬・無条件にて、自らの遺体を医学歯学の教育・研究のために献体し、医学歯学の進展と良き医療従事者の育成に寄与するとともに、愛知県アイバンクを通し、目の不自由な人に角膜を提供する。

(2) 組織の現状と課題

(イ) 組織の現状

不老会は、昭和 37 年 1 月 21 日に創立されて 47 年を迎えました。

この間、登録会員数は平成 21 年 1 月 1 日時点で 20,442 名（前年対比 384 名増）で、成願者総数は 7,871 名（前年対比 251 名増）であります。

生存会員数は 6,922 名（前年対比 92 名減）で、この間に転居された方、家族の同意が得られなかったなど、色々な事情で献体できなかった方が 5,649 名であります。

尚、献眼者の総数は 2,674 名（前年対比 121 名増）であります。

不老会の献体・献眼運動は愛知県下はもとより、岐阜県の一部を含む 50 の地域支部（前年は 51 支部）と、献体する 5 大学部会で真摯にとりくまれ、それぞれ役員さん方の献身的な奉仕活動によって支えられています。

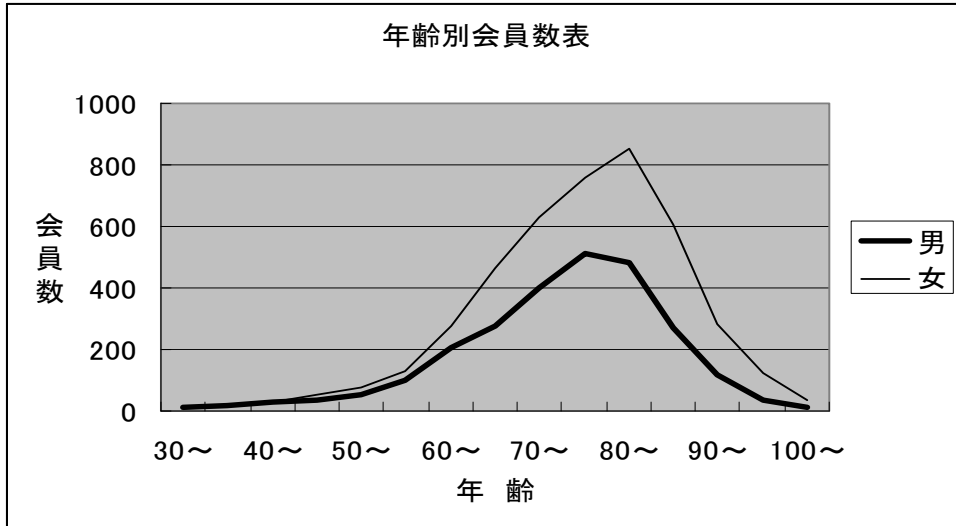
不老会活動の目的である医学・歯学の進歩発展に貢献することは言うに及ばず、生存会員のなかで不老長寿の実績も顕著で 100 歳以上の会員が 31 名も居られることは不老会の誇りでもあります。

一方で生存会員の高齢化が<表 1>の様に顕著になっています。

5 大学部会の会員構成の現状は<表 2>のとおりで、各部会長の下で大学当局と協働してご遺体の尊厳を固持し、医学生の育成に真摯にとりくんでいます。

<表 1 >

(平成 21 年 1 月 1 日現在)



<表 2 >

(平成 21 年 1 月 1 日現在)

	生存会員数	成願者数
		累計
名古屋大学	1468	1778
名古屋市立大学	1165	1537
愛知学院大学	1425	1396
藤田保健衛生大学	1432	1815
愛知医科大学	1432	1058

(三重大学を除く)

(ロ) 課題

- ① 生存会員の高齢化により一時期一定以上の成願者が生ずることが予見されるので、積極的な新規会員の啓発と同時に可能な限り年齢構成が平準化されることが好ましい。
- ② 不老会の運営に必要な財源は、献体をする会員にたいして会費の負担をお願いすることは良識として不可能である。
従って、不老会の献体運動の重要性を理解し、その趣旨に賛同していただける愛知県や名古屋市当局・医師会などの他、企業・団体・個人の「篤志な浄財」によって賄う以外にない。
殊に、県・市の公的助成金が著しく減額された（県は 400 万が 101 万円に、市は 200 万円が 56.4 万円に）他、経済不況による財源確保が極めて不確実・不安定である。従って、常時安定した財源を如何にするかが最大の課題である。
- ③ 前年度、不老会の啓発と財源確保を目的として「募金箱」の設置をお願いしたが、今年度も引き続きその成果を期待し設置の努力をお願いしたい。

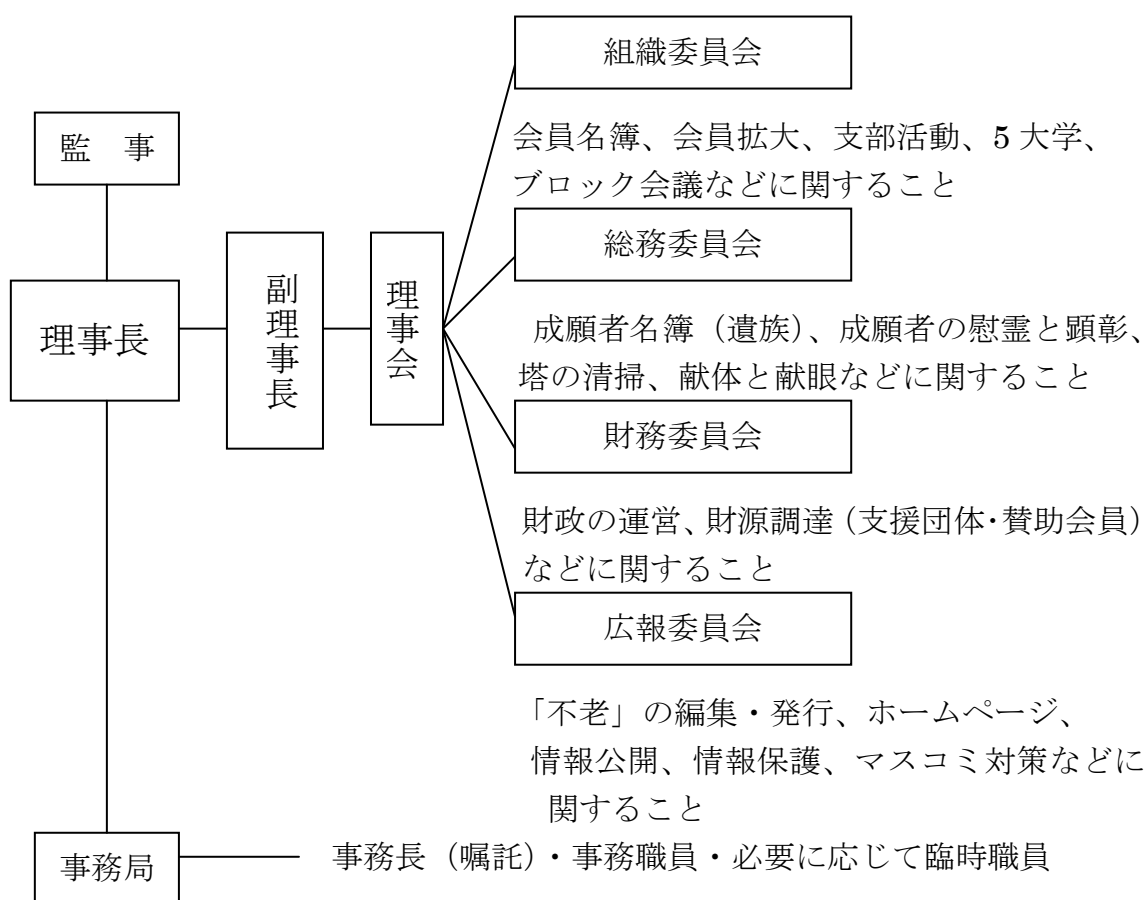
- ④ 先年、国から「特定公益増進法人」として認可されて寄付金に対する所得税の減免対象団体になったが、平成 20 年 12 月に制度が改定されたので改めて「公益法人」の認可を受けるために必要な諸手続きに着手する。
- ⑤ その手続き中、最も重要なのは従来の財団法人不老会の「寄付行為」を「定款」に改めることである。その条文の中で不老会の組織上最も重要な改正点は「寄付行為第 3 条（支部の位置づけ）」を削除されることである。

改正前の「寄付行為」によれば従来の支部は独立した事業計画と予算をもって運営されてきたが、「寄付行為」の第 3 条が削除されたことによって地域支部は「公益財団法人不老会」に包括されて運営されることになる。支部活動のあり方についておおいに議論をすることが肝要である。

2 【執行体制】

不老会の業務を執行するため、常務理事・理事は各委員会に所属して活動する。（ただし、理事長・副理事長は除く。）

(1) 委員会の名称と主な分担は次のとおりとする。



(2) 会員の中で適任者には委員として加わっていただく。

3 〔委員会〕

<組織委員会>

(1) 新入会員等について

- ① 入会の申込窓口は不老会事務所とする。
- ② 入会者の年齢は、原則として60歳以上とする。
- ③ 同意者は死後、献体に反対する人のないように親族に理解していただき、原則として、3親等以内の成人の親族のうち4名とする。
- ④ 入会の申込みがあったとき、毎月1回入会審査会で入会の可否を審査する。ただし、急を要する場合はこの限りではない。
- ⑤ 新入会員の5大学への登録は、登録審査会が行う。
- ⑥ 入会審査会および登録審査会の委員は、常務理事とする。
- ⑦ 平成21年度の新入会員は500名を目標とする。

(2) 支部組織の広域化と支部の活動について

- ① 支部に必要な事務処理は、各支部長の要請があれば本部で可能な限り即応して支部長の負担の軽減を図るよう努める。
- ② 各支部長は本部に対して毎年度当該支部が取り組んだ事業実績および決算内容を、別に定める一定の様式により報告し、情報を開示する。
- ③ 各支部は、献体・献眼運動の趣旨の徹底と支部運営について協議し、且つ会員相互の交流を図りつつ不老会の発展に資する。
- ④ 支部役員の確保が困難な支部は、近隣の支部と協議のうえ合併するなど広域化をはかる。

(3) 支部活動費について

- ① 支部活動に必要な経費は別紙の要領により交付し、精算する。
- ② 支部活動の基軸となる、支部役員会開催に必要な経費は原則として30,000円を限度（1人1回 1,000円まで）として交付する。
- ③ 高齢者慰問費は、88歳の方に米寿のお祝い金として3,000円をお贈りする。

(4) 支部の連携について

- ① 近隣支部でブロック会議を開き、支部相互の情勢交換により連携を深めるとともに、献体の意義の普及と不献体の防止に努める。
- ② ブロック会議費は、1ブロック年間40,000円を限度とする。

<総務委員会>

- ① 「塔」の清掃は、当番支部（ブロック）の会員に参加を呼びかけ実施するが、参加者はすべて勤労奉仕とし不老会は事故責任は負わない。

- ② 平成 21 年度の献体者顕彰式並びに御名札納め式は、平成 20 年度成願者の御名札をお納めするとともに全ご遺族をお招きして、平成 21 年 5 月 14 日（木）に「献体の塔」前において挙げる。
- ③ 成願者の告別式への参列について
会員が成願し告別式を行う場合、要請によって代表者が参列する。
告別式を行わない場合は、後日支部長が香典をお届けするか事務所から郵送する。
- ④ 会員が成願（死亡）したときの連絡先については、現在各大学によって異なっている。会員のご遺族が間違わないように連絡先の一本化を図る。
また、不献体をなくすため、全会員に「ご成願（死亡）の場合」の連絡先、用意する書類などを記載したファイルを配布する。
- ⑤ 献体の塔内部の修繕について
平成 20 年度に内部の修繕は完了したが、一度に多額な費用がかかることから、今後の修繕に備えて毎年一定額を積み立てるものとする。
- ⑥ 不老会創立 50 周年への対応
平成 23 年度に迎える創立 50 周年を記念する事業を企画するため、検討委員会を設け検討するとともに、事業資金を積み立てるものとする。
- ⑦ 東南海沖地震への対応について
将来、予測される東南海沖地震に対応するため、万一災害が発生しても献体事業に支障が出ないように、地震対策積立金を充実する。

<財政委員会>

- ① 名古屋市補助金や協賛者の減少など不老会の財政は、年々悪化しており、この傾向は今後も続くものと思われる。
不老会を今後永続的に存続していくには、財政基盤の強化が欠かせない。
昨年「特定公益増進法人」に認定されたことを PR し、新たな協賛者を開拓するとともに、経費の削減にも努めなければならない。
- ② 関係機関、企業、団体との連携をより強化し、指導援助が受けられるように努める。
- ③ 募金箱の設置について
平成 20 年度に約 80 ヶ所に設置したが、今後も可能な限り増やし、不老会の PR と財源の確保に努める。

<広報委員会>

- ① 「不老」は、年間 6 回とし、奇数月の 5 日に発行する。
- ② 不老会の活動を理解してもらうため、パンフレットなどを作成し PR につとめる。
- ③ インターネットのホームページの内容を充実し不老会を PR するとともに、不老会への理解を得る。
- ④ 会員に対して「健康・医療の相談窓口」をさらに PR する。

4 【大学部会と連絡協議会について】

- ① 5大学連絡協議会を年2回開催する。
- ② 不老会と大学との連携をより密にするため、必要に応じて部会長会議、各大学の担当者会議を開く。
- ③ 大学部会費は、年額100,000円とし、実績報告をする。

5 【情報公開および個人情報の保護について】

- ① 可能な限り不老会の情報を公開し、不老会の理解を深める。
- ② 個人情報保護規程に基づき、個人情報の管理の徹底をはかる。
- ③ 会員台帳をCDに記憶させ、別の場所で保管し消滅を防ぐ。

6 【その他】

事業を円滑に推進するため、必要な措置を講ずる。